

Table 2 : Coefficients of multinomial logit analysis of determinants of partnership status relative to being married, France and Japan.

	French males			French females			Japanese males			Japanese females			
	No partner	Stable friend	Cohabitant	no partner	stable friend	Cohabitant	No partner	Friend(s)	Lover/fiancé	No partner	Friend(s)	Lover/fiancé	
Intercept	3.525 ***	1.737 #	1.007	2.058 **	1.908 *	1.364 #	2.011 ***	1.218 ***	2.136 ***	1.222 ***	1.108 ***	2.091 ***	
Age 23-24	-0.092	0.012	0.797	-0.536	-1.340 **	-0.752 #	-1.066 ***	-1.476 ***	-1.066 ***	-1.115 ***	-1.066 ***	-1.081 ***	
25-26	-2.250 ***	-2.422 ***	-1.004	-2.148 ***	-2.421 ***	-1.395 **	-1.675 ***	-1.977 ***	-1.801 ***	-2.078 ***	-2.475 ***	-2.211 ***	
27-28	-2.251 ***	-2.859 ***	-1.196 #	-2.977 ***	-3.373 ***	-2.307 ***	-2.633 ***	-3.180 ***	-2.837 ***	-2.799 ***	-3.100 ***	-3.436 ***	
29-30	-3.280 ***	-4.623 ***	-1.563 *	-2.793 ***	-3.152 ***	-2.469 ***	-3.185 ***	-3.842 ***	-3.749 ***	-3.186 ***	-3.786 ***	-4.200 ***	
31-32	-3.119 ***	-4.723 ***	-1.780 **	-2.912 ***	-3.824 ***	-2.505 ***	-3.690 ***	-4.335 ***	-4.624 ***	-3.569 ***	-4.099 ***	-4.675 ***	
33-34	-3.945 ***	-4.857 ***	-2.481 ***	-3.197 ***	-5.165 ***	-3.203 ***	-3.912 ***	-4.688 ***	-5.139 ***	-3.804 ***	-5.285 ***	-4.979 ***	
Coresid. w. parents*	-0.385 *	0.022	-0.197	-0.988 ***	-0.747 ***	-0.512 **	0.208 **	0.134	-0.166 *	-0.179	-0.387 **	-0.537 ***	
Educ. univ > 2 y.	-0.373	0.324	-0.433	0.386	0.671 #	0.598 #	(1) 0.495 ***	0.995 ***	0.920 ***	1.053 ***	1.047 ***	0.951 ***	
Univ 1-2 y.	0.804	1.964 *	0.088	0.875	-0.510	-0.302	(2) -0.013	0.411	0.019	0.605 ***	0.837 ***	0.470 ***	
tech. soc. dipl.	-1.051 **	-0.711	-0.901 *	-0.263	-0.764 #	-0.318	(3) 0.499 **	0.827 ***	0.874 ***	0.717 ***	0.716 ***	0.491 ***	
<= 2ary 1 cyc	-0.617 *	-1.240 ***	-0.372	0.339	-0.090	0.312	(4) -0.405 *	-1.305 ***	-0.673 **	-0.185	-0.986 *	-1.004 ***	
LF. Agri. Craft. tr.	0.065	1.570 *	-1.268 #				(5) 0.230	0.618 **	0.339	0.950 **	0.540	0.688 #	
Manag. Prof.	-0.942 #	0.370	0.290	-0.105	-0.537	-0.587	(6) 0.301 **	0.230 #	0.256 *	0.043	0.005	0.005	
Production w.	-0.237	0.451	-0.244	-0.700 #	-1.260 *	-0.542	0.695 ***	0.643 ***	0.366 *	0.134	-0.405	-0.432 *	
Part time	0.175	1.018 *	0.144	-0.328	-0.398	-0.447 #	(6) 1.919 ***	1.586 ***	1.046 ***	1.000 ***	0.739 ***	0.528 ***	
Not LF	1.043 ***	1.224 **	0.419	-0.309	-0.450 #	-0.900 ***							
Resid. Urban	-0.343	0.453	0.605	0.317	0.739	0.752		-0.775 ***	-0.556 ***	-0.821 ***	-0.594 ***	-0.639 ***	
Paris/Tokyo	0.068	0.255	0.772	0.228	0.572	0.667		0.048	0.095	-0.083	0.305 *	0.261	0.299 *

* at time of survey or until union if any

Ref: age 21-22 ; not coresiding with parents ; general-techn. Bac/senior high school ; clerical and service workers ; rural.

(1) university 4 years, (2) junior college, (3) technical school, (4) junior high school, (5) self employed, (6) unstable employment.

CATMOD procedure of SAS package.

Table 3 : Coefficients of proportional hazards analysis of determinants of being cohabitant or married, France and Japan

	France				Japan			
	Males		Females		Males		Females	
	Cohabitant + marriages	All 1st marriages	Direct 1 st marriages	Cohabitant + all 1st marriages	Direct 1 st marriages	1st marriages	1st marriage	
Coresid. w. parents*	0.1567 #	0.0207	0.5014 #	0.5191 ***	0.4255 ***	1.3326 ***	-0.0066	0.0474
Educ.	Univ > 2 y.	-0.01	0.0496	0.7396	-0.215	-0.488 #	-0.015	(1) -0.465 *** -0.655 ***
Univ 1-2 y.	0.2072	-0.346	-14.3	-0.245	-0.14	-0.269	(2) -0.068	-0.375 ***
Tech., soc. dipl.	0.2213	0.2355	0.6616	0.0816	0.3319 #	0.6246 #	(3) -0.414 ***	-0.363 ***
<= 2ary 1 st cycle	0.4481 ***	0.6366 **	0.4033	0.2558 **	0.2219 #	0.5349 *	(4) 0.3135 ***	0.2639 **
LF	Agri., craft, tr.	-0.013	0.3551	0.4479			(5) -0.254 **	-0.352 *
Manag., prof.	0.5707 **	0.1809	-0.395	-0.023	0.0049	-0.295	-0.169 **	-0.048
Production w.	0.0042	-0.34 #	0.4018	-0.116	0.0447	0.221	-0.368 ***	0.0926
Part time	0.1427	-0.142	0.2608	-0.05	0.2108	0.2653	(6) -1.149 ***	-0.493 ***
Not LF	-0.145	-0.796 ***	-0.528	0.0249	0.2345 *	0.2745		
Resid.	Urban	0.56 *	0.2549	0.1602	0.003	-0.337	0.6003	0.3831 *** 0.1732 ***
	Paris/Tokyo	0.3233	-0.147	-0.186	-0.021	-0.21	0.7926	-0.0175 -0.189 **

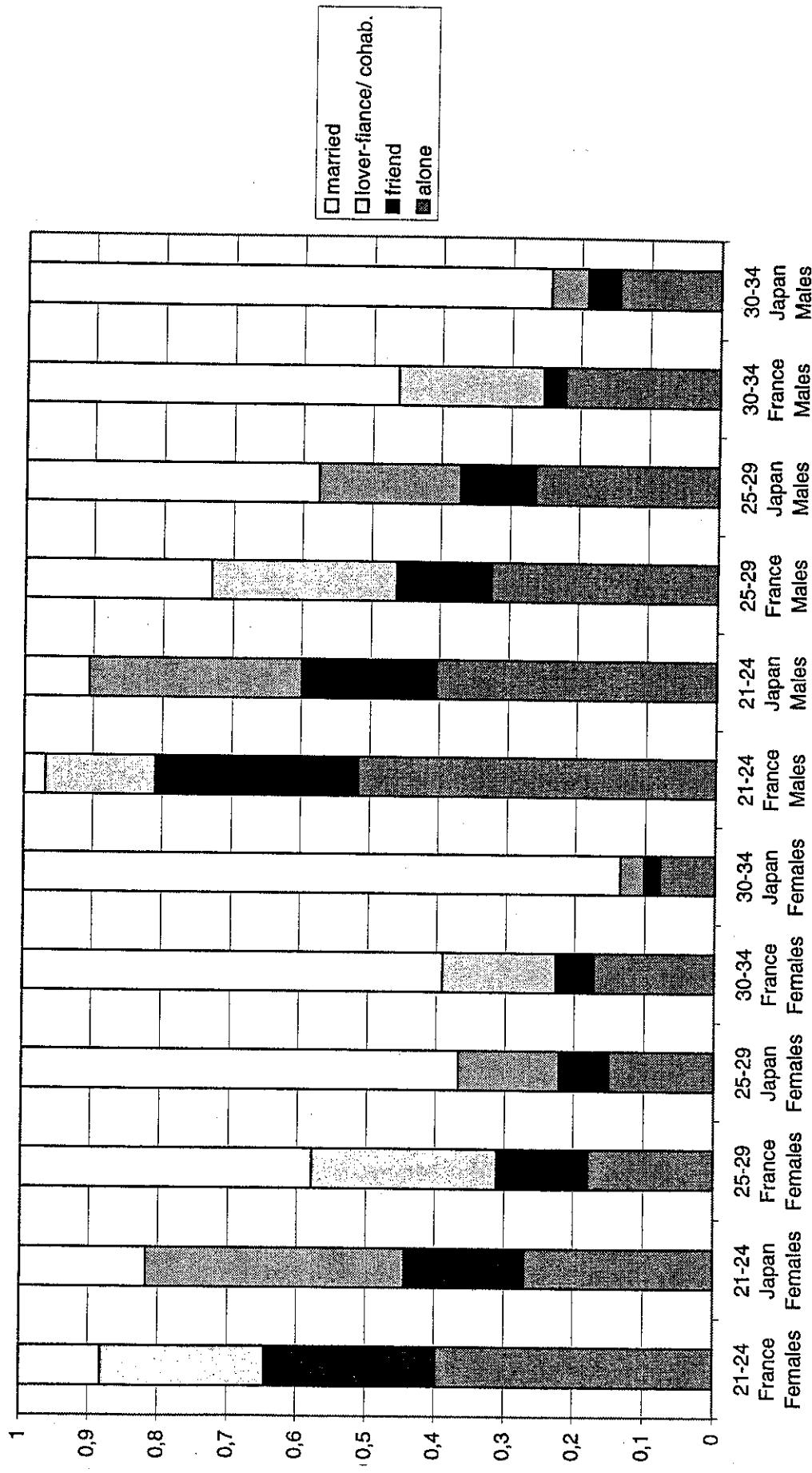
* at time of survey or until union if any

Ref : not coresiding with parents ; general-techn. Bac/senior high school ; clerical and service workers ; rural.

(1) university 4 years, (2) junior college, (3) technical school, (4) junior high school, (5) self employed, (6) unstable employment.

PHREG procedure of SAS package.

Figure 1 : Marital status of females and males aged 21-34, France 1994 and Japan 1992



ケベックにおける出生動向と家族政策

モントリオール大学／州立科学研究所・大学間人口研究センター

ヘザー・ジュビー、エベリヌ・ラピエール＝アダムチュク、セリーヌ・ルブルデ（マリー＝エレーヌ・リュシエー協力）

本報告書はケベックにおける出生力と家族政策の変動を跡づけ、可能な場合はカナダ全体と比較するものであり、以下の3章と付録からなる。

1. 出生力と家族に関する行動と意識の動向と規定要因

本報告書の第1章では出生コホート（1920～55年生まれ）と年次（1950～98年）に関する標準的な人口学的指標によって出生力変動について記述した。指標としてはコホートの完結出生率、期間の合計特殊出生率、5歳階級別出生率が含まれる。出生行動・意識に関する人口学の文献をレビューすると興味深い事実、特に1950年代後半から1970年代半ばの出生力低下期に異なる要因が影響を与えていたことが明らかになった。これらの要因の変化が出生力低下だけでなく、社会経済構造の観点からみた場合のより同質な行動をもたらした。低水準の出生力のレジームが確立されて以来、男女の家族と職業に関するライフコースに関連する新たな要因が出生力の主要な規定要因であることが示された。さらに、結婚パターンと避妊実行に関する動向と規定要因に関する文献もレビューされた。家庭生活の開始方法として受容されるようになつた同棲の重要性増大が近代的避妊手段利用の一般化や人工妊娠中絶率の上昇とともに顕著である。

また、第1章の結論としては、ケベックとカナダ全体における出生力変動は特徴的な経路を辿っているにせよ、すべての先進諸国に共通な一般的転換の一部であることは明らかである。カナダのベビーブームは唐突で集中的なものであったため、それに続く低下がかえって劇的なものとなつたし、その後に始まって現在も続くような置き換え水準以下の出生力のレジームがかえって予想外のものとなつた。しかし、人口現象は真空のなかで発生するわけではなく、社会発展の背後にある推進力としての社会経済的変動と密接に関連していることが銘記されねばならない。現代社会の意味と性格を考察することによってはじめて人口変動の深層の重要な理解ができるようになる。この脈絡においてこそ、ケベックとカナダ全体の状況が日本の人口変動の特殊性に光を当てるのを助けることができる。深みのある比較分析が2つの社会のより良い理解に貢献するであろう。

2. 出生力と家族における変動に対処するための家族政策上の施策とその効果

第2章はまず家族政策の指導原則と実際の施策を中心としてケベックとカナダ全体における家族政策の展開について記述した。現行の家族政策上の施策の詳細な説明がそれに続く。家族手当、税制上の控除、貧困家庭に対する財政的支援、保育システム、職業と家庭の責任の両立について両親を支援するための他の施策といった家族に対する直接・間接の財政的援助について記述され、検討された。第2章の具体的論点は、以下の通りである。

人的資本が最高の質であることを保証することが社会にとって利益である。そこで、政府は教育制度を通してだけでなく、育児の第一次的制度である家族を支援することを通しても資本形成のために投資する。この政府介入の度合いと焦点は、家族に対する投資に利用可能な予算全体の変化の実質的な金額に関するイデオロギー的正当化が提供されるという意味で、相互関連しがちな経済的問題とイデオロギー的問題の双方によって規定される。子供に対する社会的責任に対する態度として2つの主要なものがあるが、それぞれが政府の介入に対する異なる焦点に導く。

1) 社会は子供を必要とし、家族によって子供に投資される私的コストを認識している。その結果、家族政策は「普遍的」であるべきで、世帯所得に関わらず、すべての家族に対して育児コスト補償の支援を目的とする。「この場合の指導原則は子供のない個人・夫婦から子供のある家族への「水平的再分配」である」(Baril et al., 2000 p.5)。

2) 社会はすべての子供が育児のために少なくとも最低限の支出を受けることを保証すべきである。家族政策は「選択的」ないし「的が絞られて」おり、家族による子供のための最低限の支出を保証することを目的とする。「この場合の指導原則は豊かな家族・個人・夫婦から貧しい家族への「垂直的再分配」である」(同書 p.5)。

これらの原則は直接的な財政的支援においても仕事と家庭生活を両立させることを目的とする他の政策においても作用している。

しかしながら、カナダにおけるケベックの位置付けによって家族政策に追加的な次元が付け加わっており、ケベックが家族のウェルビーイングを限定された目的として一貫した一連の施策を探り、これらの政策を実施するための行政機関を設置した、カナダ唯一の州となつた理由が部分的に説明される。期間出生力が1987年に1.34という未曾有の低

水準に低下し、カナダ全体の中でかつてのような相対的重要性を保つために高水準の出生力に依存するところがもはやできなくなってしまった。1980年代にこのような明示的な家族政策がケベックに登場したのは偶然ではない。従って、ケベックの家族政策は家族の社会的平等を確立することだけでなく、出生力を上昇させることも目的としている。しかし、1970年代における女性の急激な労働力化の結果として新たに獲得された、主婦と母親の役割から自由を失うこととは望んでいないメンバーをもつ女性運動からの非好意的な反発を惹起するのを恐れ、公式の政府文書においてこの出生促進主義的問題に対して明示的な言及が成されることにはほとんどなかった。むしろ、両親に「子供をもちたいという願望を実現させる」ためにより良い機会を提供するよう政策を示唆する、より微妙な言い回しの中でも表された。

このほかに政治的、経済的な2つの要素がケベックにおける家族政策の問題と実施を理解する上で必須である。第1に、戦後の期間は連邦政府の資産の増大、従って権力の増大によって政治的に特徴づけられる。特に社会政策に関して言えば、以前は州政府の管轄であった分野に連邦政府が介入した。ケベックで形成された家族政策上の施策は連邦政策の施策と財政支援に密接に関連している。第2に過去20年間はカナダ全体における不況による2つの収入が必要になった。このことが特に小さな子供をもつ家族にとって、仕事と家庭生活の両立の問題を大きく増大させたし、この問題は単親家族にとって特に深刻であった。同じ時期に、連邦政府と州政府の負債水準は危機的状況に達し、政府が財政均衡を達成するために努力するにつれて社会政策上の支出は劇的に削減された。このことが家族政策と提案された施策の種類に大きな影響を及ぼしたことは明らかである。

また、第2章のケベックの家族政策に関する結論としては、1995年までにケベック州政府は家族支援策に27億ドルを投資していた。一部のプログラムは選択的であり、低所得世帯を対象としていたが、この時期におけるケベックの家族政策の指導原則は、直接的な財政的支援においてあれ、仕事と家庭生活の両立を目的とする施策においてであれ、普遍性であった。1995年までにケベック州政府は家族に対する直接的な財政支援として年に5.8億ドルを支出していたが、これは①第3子以降には8000ドルに上るような、5年間にわたって給付される出産手当、②18歳未満のすべての子供に毎月給付される家族手当、③6歳未満の子供に対する追加的手当という3つの家族給付プログラムの経路を通してであった。これらのプログラムは普遍的であり、①大家族におけるニーズ増大、②小さな子供の特別なニーズ、③あらゆる種類の家族の平等の3つを認知する原則に基づいていた。所得税を納付しているすべての家族に対して、第1子には2600ドル、第2子以降には2400ドルで、子供の基本的ニーズの20%を満たすと推定される、払い戻し不可の税額控除という形の追加的支援があった。中等教育修了後の子供に対する追加的支援もあった。シングルマザー世帯にとっての追加的困難は多くの方法で対処された。所得税を納付している母親は特別の税額控除の恩恵を受けることができた。社会扶助プログラムの1987年と1996年の改正は貧困の状態にあるシングルマザー、特に小さい子供を抱えて働くことができない者を支援することを目的としたものであった。APPORTRTプログラムは低賃金の場合でさえ親が働くのを促進するために創設され、月間就業所得が100ドル以上あるような低所得世帯に非課税の月給補助を提供する。

最後に、仕事と家庭生活の両立の分野においては、保育サービス供給と両親の就業条件の両面で改善が続いた。所得水準によって率は異なっていたが、保育費用の払い戻し可能な税額控除が利用可能となった。保育所にも補助金が出ており、あらゆる利用者の保育費用が低下した。低所得世帯は追加的補助金を受け取り、保育費用がさらに低下した。この時期に出産休暇が延長され、1996年末には無休の育児休暇が34週間から52週間へと延長された。さらに、政府は低所得世帯には追加的支援もある、補助金対象の「保育サービス(Child Care Services)」のネットワークを拡大し続けた。これらの施策にも関わらず、家族審議会は1993年におけるこれらのサービスの評価の中で、政府が財政面でもサービスの質と利用しやすさの面でも保育サービスに関する約束を守っていないと批判した。「育児サービス」と教育省の間での統合の欠如に関するその後3年間の論争によって、2つを統合するための乳幼児期サービスに関する「総合的政策」が必要となった。しかしながら、長期にわたる不況とケベック州政府による財政均衡努力の一環としての予算削減の結果、1997年9月の新たな立法によってケベックの家族に対する直接的財政支援の様相が変わった。それまで支配的だった普遍的家族政策モデルが放棄され、連邦政府ではすでに実施されていた的を絞った選択的アプローチによって取って代わられた。

3. ケベックとカナダ全体から導き出された日本にとっての政策的含意

ケベックとカナダ全体における家族政策のレビューから、次の5つの問が日本における家族政策に関する論議にとって中心的なものとして浮かび上がった。①家族政策は普遍的であるべきか、選択的であるべきか。②家族政策は出生促進的であるべきか。③家族政策はどのように実施され、評価されるべきか。④家族政策の範囲はどのようなものであるべきか。⑤受容可能な家族政策にとって最低限の必要な要素はなにであろうか。より具体

的には、以下の通りである。

第2の問題は、出生促進政策が普遍的な傾向をもつために第1の問題と密接に関連しているが、出生率を上昇させることが家族政策の目的のひとつかどうかという点がこの問題を構成する。出生率を上昇させる方法として、最も効果的なのは、ベビーブームによる人口高齢化の進行を遅らせる。しかし、この方法は、長期的に見て、出生率を下げる結果となる。そこで、他の方法として、政府による出産扶助金や育児休暇制度の導入が挙げられる。これらの政策は、直接的には出生率を上げる目的ではあるが、間接的には、社会的・経済的な変動によって出生率が影響される場合がある。

問題である。要素は、家族政策を展開し、評価するような公的機関の設立の重要性に関する。州政府によって設立された機関は家族政策に関する一般の論議に大きなプラスをもたらす。これらの機関は家族支援プログラムについて家族や家族団体と連携して将来的な親密度を高めようとしている。また、雇用問題を題材にした例では、多くの州が親密な連携を取る。これは、家族政策の実施を目的とするため、育児休業や育児応対に対する理解を深めることを目的としたものである。このように、家族政策の実施を目的とするため、育児休業や育児応対に対する理解を深めることを目的としたものである。

第4章では、政府が家庭政策の領域の中に積極的に含める施策の性格を収める側面と、それによる連絡関係はする連続財政によるものである。これは、家族政策が成功を収めることによって、多くの家庭生活の侧面をカバーする所である。また、介うな所も、一定の範囲で、基盤洗練を行なう所もある。しかし、これは、必ずしも行政的な問題を解決するためではなく、家庭生活の多様性を保証するためである。そこで、行政は、家庭生活の多様性を尊重する立場で、家庭政策を実施する。しかし、家庭政策が成功を収めることによって、多くの家庭生活の侧面をカバーする所である。また、介うな所も、一定の範囲で、基盤洗練を行なう所もある。しかし、これは、必ずしも行政的な問題を解決するためではなく、家庭生活の多様性を保証するためである。

政機構を必要とする。

第5の最後の点は、家族が遭遇する特定の問題の異なる側面を満たすことによっていくつかの補完的施策を実施することのニーズに関連する。われわれの見解では、家族政策は貧困な家族に対する財政的支援を保証するものでなければならない。その上、母親による就業が文化的・経済的に奨励される限りにおいて、両親が仕事と家庭の責任を両立させるケベック州政府の保育政策が家族支援のために配分された予算の多くを単一の施策——手厚い補助金付きの保育所の提供——に集中させるようになつた最近の展開に対して多くの批判の声が出た。通常の就業時間にケアを必要とする就学前児童に集中するため、この保育政策は就業時間が多岐にわたる多くの家族のニーズに答えない。また、自分の子供の保育のために自宅に留まっている母親や、自分の子供の保育のために自宅でだれかを雇うことの望む母親に対して全く支援をしないことにより、両親が自分の子供にとって最適な種類の保育に関する選択をすることができない。このことは政策の対象とされた、家族のニーズを慎重に評価することの重要性を例示しているに過ぎない。

付録. 人口学的・社会経済的指標の総合的資料集

第3章 北欧諸国

津谷典子

1. はじめに
2. 人口と出生率の動向
 - (1) 出生力水準の推移
 - (2) 年齢別出生率の変化
 - (3) 出産のタイミングと婚外出生割合
3. 女性就業の動向
 - (1) 男女別労働力率の推移
 - (2) 女性の年齢別労働力率の変化
 - (3) 労働力の女性化とパートタイム就業
 - (4) 家庭内役割の男女分担
4. 北欧4カ国の家族政策の概要
 - (1) 児童手当
 - (2) 出産・育児休暇制度
 - (3) 保育サービス
5. スウェーデンの家族(児童家庭)政策
 - (1) 戦前の人団・家族政策
 - (2) 家族(児童家庭)政策の戦後の変遷
 - a) 出産・育児休業制度; b) 各種手当; c) 保育サービス
 - (3) 現在の家族政策の内容
 - a) 社会保険; b) 各種手当; c) 保育サービス
 - (4) 家族政策の効果

付録

1. 1999年度の現地訪問調査と今後の計画
2. 「スウェーデンにおける出生率の変化に影響を与える最近の政策について
—政府予算案を中心に—」(三瓶恵子・JETROスウェーデン事務所)
3. Tommy Bengtsson・Kirk Scott "Immigrant Consumption of Sickness Benefit in Sweden 1981-1996" (和文要旨付き)

1. はじめに

本研究は、『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』を構成する地域・国の中の北欧圏を研究対象としている。本研究が取り扱うのは、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの北欧4カ国における出生率の動向と家族政策の変遷について比較・検討することを目的とする。さらに、出生率と家族政策の関係を探る上で重要である女性の就業と家庭内役割の男女分担についても検討する。本年は研究プロジェクトの第1年目であり、とくに家族政策の変遷については、スウェーデンとデンマークを中心に研究を進め、他の2国における家族政策の詳細は来年度に焦点をあてることとする。

また、少子化研究会全体で国際比較のためのデータ・ベース構築作業が進められているが、この国単位のデータに加えて、来年度スウェーデンについて、国際比較のためのデータに準ずる項目について、コムューン（市町村）単位のデータ・ベース構築をスウェーデン中央統計局に委託し、同局人口・福祉統計部 Demographic Analysis and Gender Equality プログラム課長 Britta Hoem 氏と共同研究を進める予定である。この共同研究についての詳細は、付録1に示す。また、2000年3月にスウェーデンでの現地調査を実施した際、JETRO スウェーデン事務所の主任研究員である三瓶恵子氏に、スウェーデンの家族政策の展望についてレポートを依頼した。このレポートが、付録2として示されている。さらに、2000年2月24日に、麗澤大学東京センター会議室にてスウェーデン・ルンド大学教授 Tommy Bengtsson 氏による講演を実施した。その講演のために提出された論文を、和文要旨とともに付録3として示す。

2. 人口と出生率の動向

(1) 出生力水準の推移

図1には、北欧4カ国における1960～96年の女性一人あたりの合計特殊出生率(TFR)の推移が示されている。この図からわかるように、1960年における女性一人あたりのTFRは、一番高いノルウェーで2.85、フィンランドで2.71、デンマークで2.54、そして一番低いスウェーデンでも2.17と、すべて置き換え水準を上回っていた。しかし1960年代半ばから1970年代はじめにかけて北欧4カ国の出生率は急速に低下をはじめ、1970年代半ばには、4国すべてで女性一人あたりのTFRは2.0以下となり、置き換え水準水準を割り込んだ。1975年の女性一人あたりのTFRは、ノルウェーで1.98、デンマークで1.92、フィンランドでは1.69、そしてスウェーデンでは1.78であった。

しかし、1970年代から1980年代はじめにかけて低下・低迷した出生率は、1980年

代半ば以降増加に転じ、その後も上昇傾向は続いた。その結果、1995 年における女性 1 人あたりの TFR は、ノルウェーで 1.87、デンマークとフィンランドでは 1.81 という先進諸国中比較的高い水準を示している。唯一の例外はスウェーデンで、1980 年代に急激に増加した TFR は、1988 年～1993 年の 5 年間 2.0 を上回る水準にあり、1990 年には 2.14 という高い水準を記録した。しかしその後、出生率は一転して急速な低下に転じ、1997 年には TFR = 1.52 と過去最低を記録している。

(2) 年齢別出生率の変化

このような出生力水準の変化の下で、出生力の年齢パターン（つまり出産のタイミング）はどのように変化したのであろうか。表 1 には、1960 年代半ばから 1990 年代半ばにおける北欧 4 力国の年齢別出生率の推移が示されている。この表から、これら北欧 4 力国の出生力低下が始まった 1960 年代半ばには、スウェーデンをのぞき、女性の出生力のピークは 20 歳代前半にあり、20 歳代を通じて出生率は高く、また 10 歳後半の出生率もこの年齢階級の率としては高い水準にあった。

その後、1960 年代後半から 1980 年代前半にかけての出生力水準全体の急速な低下の下で、20 歳代前半の出生率は急激に低下し、20 歳代後半の出生率も 20 歳代前半の率の低下ほどではないが、相当な低下をみた。しかし、1980 年代半ば以降の出生力水準の反騰の下で、20 歳代後半の出生率が若干の回復傾向をみせるとともに、30 歳代（とくに 30 歳代前半）の出生率は大きく増加した。一方、出生力水準全体の上昇にもかかわらず、この期間 20 歳代前半（そして 10 歳後半）の出生率は低下を続けた。

これらの結果は、北欧 4 力国において 1960 年代後半から 1980 年代前半に出生力が低下し置き換え水準を割り込んだ人口的直接要因は、かつて出生率がピークであった 20 歳代前半の女性の出生力が大きく落ち込んだことによるこことを示している。一方、その後の出生力の回復には、20 歳代後半から 30 歳代の女性の出生力が増加したことが主な要因となっている。従って、1960 年代半ばから 1980 年代前半における出生力の落ち込みは、10 歳や 20 歳代の若い女性が出産開始を遅らせることによる晚産化の影響が大きく、1980 年代半ば以降の北欧諸国における出生力の回復は、女性は第一子の出産を遅らせながらも、その後 20 歳代後半や 30 歳になってから出産開始の遅れを取り戻すようなペースで出産していることによることが推測される。特に 30 歳代の出生率の増加は、出産開始の遅れへの「キャッチアップ（追いつき）効果」を示唆している。

(3) 出産のタイミングと婚外出生割合

このような出産開始の遅れと、それへの「キャッチアップ効果」の出生率への影響は、出生時における女性の年齢の推移を出生順位別にみることで確認することができる。表 3 には、1970 ～ 1990 年代のスウェーデンとデンマークにおける第一子、第二

子、および第三子出生時における母親の平均年齢が示されている。この表からます、この北欧2国では、1970年代～1990年代を通じて第一子出生時の平均年齢は上昇し続けていることがわかる。しかし一方、1980年代後半以降、出産間隔は縮小傾向がみとめられる。

なお、北欧諸国の出生力と出生行動の最大特徴の一つとしてあげられるのが、婚外子の急激な増加とその結果としての婚外出生割合の高さである。表3には、北欧4カ国における婚外子割合の1960～1990年代半ばまでの推移が示されている。1960年以来婚外子割合が1%で推移しているわが国は例外としても、1960年当時には北欧諸国における婚外子割合はずっと低く、最も高かったスウェーデンでもおよそ1割、ノルウェーやフィンランドではわずか4%であったことがわかる。

その後北欧諸国の婚外出生割合は急速に増加したが、その増加のタイミング（増加開始期）には国間で差異がある。婚外子割合はまず最初に増加を始めたのは、もともと割合の最も高かったスウェーデンであり、1960年代はじめから上昇を始めた。その後1970年代に入ると、デンマークの婚外子割合を急増を始め、それに続いて1980年代にはノルウェーが、そして1990年代にはフィンランドの婚外子割合も3割を越えるようになった。1996年現在、婚外子割合はスウェーデンで54%と過半数を超えており、デンマークで46%、ノルウェーでは48%とおよそ半分、そしてフィンランドでも35%を越えている。晩産化が進行したなかで、このように急速な結婚（法的結婚）と家族形成の乖離が起こり、また正式な結婚をへない同棲が増加したことは注目に値する。これら北欧4カ国における結婚行動の変化については、来年度の最終報告書で詳細な分析の結果を示したい。

3. 女性就業の動向

前節でみた1960年代後半から1980年代前半までの出生率低下の主な要因としては、労働力不足と経済のソフト化（つまり産業構造の変化により第三次産業に雇用の重点がおかれるようになったこと）により女性の労働市場への参入が急激に進んだことがあげられる。そしてこの女性の雇用労働力化は、上記のような10代や20代前半の女性の出産開始の遅れ、つまり晩産化の主な要因となったことが指摘されている。またこの時期は、女性の家庭外就業の増加にともない、男女のジェンダー役割をめぐる意識が変化し、同棲や婚外出生の増加などに代表される社会制度としての結婚・家族の変化が起こった時期であった。そこで、本節では、北欧諸国における女性の就業の動向と家庭内役割の男女分担について見てみたい。

一方、1980年代半ば以降の出生率増加の要因としては、育児休業制度や保育サービスの拡充に代表される包括的家族政策の実施によって出産・育児と女性の家庭外就業の両立の政策的支援が効果的に行われたこと、が主な要因としてあげられている。

また、1990年代のスウェーデンのTFR急減の要因としては(1)若年層を中心とした失業率の上昇による家計の経済的困難、(2)1980年代後半のベビーブームの反動によるピリオド効果、(3)児童手当や育児休業の所得保障率の削減などに代表される児童家庭を対象とする社会保障給付の削減による先行き不安の醸成(出生率低下は給付削減以前から始まっていたが、1990年代後半の超低率への落ち込みの要因として指摘される)、などがあげられる。このような家族政策の詳細については、スウェーデンとデンマークに焦点を当て、次節で検討する。

(1) 男女別労働力率の推移

北欧諸国では、1960年代から1980年代にかけて女性の労働市場参入が急速に進んだ。表4には、北欧4カ国における1664歳人口における男女別労働力率と、スウェーデンにおける7歳未満の子をもつ女性の労働力率の、1960～1990年代後半における推移が示されている。この表から、北欧諸国における労働年齢の女性の労働力率は1960年代から1980年代前半にかけてめざましく増加したことがわかる。例外はフィンランドで、同国の女性の労働力率は1960年代すでに約60～65%という相当な高水準にあり、その後増加はしたが、その増加度はもともと水準が高かったこともあり、他の3国と比べてずっと緩やかなものであった。1990年代半ば現在、これら北欧4カ国女性の労働力率はおよそ7割から7割5分という高水準を維持しており、男性と比べて遜色ない高率である。

また、スウェーデンについては、7歳未満(就学年齢前)の子どものいる女性の労働力率の推移のデータも得られる(表4参照)。1960年代はじめには、7歳未満の子をもつスウェーデン女性の労働力率は38%であったが、その後1960年代後半から1970年代にかけて急激に増加し、1980年代前半には8割を越えた。その後も小さな子をもつ母親の労働力率は1980年代を通じて増加を続け、1980年代末には約86～87%と労働年齢の男性全体の労働力率と完全に肩を並べるまでになった。しかし、1990年代に入り景気の後退が始まり、EU加盟による緊縮財政も相まって労働力率全体が低下するなかで、小さな子をもつ女性の労働力率も低下気味であるが、労働年齢の女性全体の労働力率よりもその率は依然としてかなり高く(1998年時点で、73%vs.78%)、男性の労働力率とほぼ同率であることに変わりはない。

(2) 女性の年齢別労働力率の変化

スウェーデンのデータで確認したような、20歳代から30歳代という出産のピーク年齢にある女性の労働力率の増加は他の北欧諸国でも起こったのであろうか。表5には、北欧4カ国における15～49歳の出産可能年齢の女性の年齢別労働力率の、1960～95年の推移が示されている。ここから、1960年から1980年にかけて20歳以上の女性の労働力率は大きく増加し、20歳代後半から30歳代という小さな子の母親が

多いと思われる年齢層における増加も例外ではないことがわかる。その結果、北欧諸国における女性就業の年齢パターンは、女性の労働市場への大規模な参入とともに、25歳未満の若い女性の労働力率が突出するという「ひとこぶ」パターンから、男性のそれと同様の台形に急速に形を変えた。例外はフィンランドで、同国の女性の労働力率の年齢パターンは、1960年時点で既に台形であった。そしてこの台形は、女性の労働力率水準の上昇とともに、その上辺が上昇した。

このような北欧諸国における女性就業の変化と出生率の動向を考えあわせると、先述したように、1960年代から1980年代前半までの出生率低下期においては、女性就業は出生率とはマイナスの相関関係にあり出生率を押し下げていたが、1980年代以降はプラスに転じ、高い女性就業のもとで北欧諸国の出生率の増加・回復が起こったことがわかる。言い換えれば、北欧諸国では、1980年代以降カップルがともに働くのが当たり前となり、またそのための社会的・政策的支援体制の整備・拡充がこの頃までに成し遂げられたと言える。

(3) 労働力の女性化とパートタイム就業

前項でみたように男性の労働力率に比べて女性の労働力率の増加の方が遙かに急速であったため、これらの北欧諸国では労働力(labor force)の女性化が進み、1980年代後半から990年代にかけて就業者全体の約半分弱が女性となった(表6参照)。その一方で、パートタイム就業は女性就業に未だ大きな位置を占めており、労働力率の目覚ましい増加に象徴される女性就業の急増にもかかわらず、1980年代後半においても女子就業者のおよそ半分弱がパートタイム就業者である。フィンランドの場合は女子就業者におけるパートタイム就業者の割合が目立って低いが、これは同国における「パートタイム」の定義が週30時間未満の者であるためで、他国の週35時間未満と異なっていることが一因となっていると考えられる。また、当然のことながら、パートタイム就業者の大部分が女性であり、男性と比較して女性の就業形態は流動的であることがわかる。

ただ、ここでことわっておきたいのは、北欧諸国の「パートタイム就業」は、(通常もしくは調査の前週の)就業時間だけを基準に定義されているということである。就業形態がフルタイムからパートタイムになっても、これによって年金や他の社会福祉・保障受給資格を失うわけではないし、労働組合員でなくなるわけではない。したがって、週何時間働いても時間給で賃金を得るというわが国の有配偶女性に多い「パート」とは異なる。むしろ、北欧諸国におけるパートタイム就業の増加は、育児休業休暇制度の拡充より、パートタイム就業とパートタイム育児休業を組み合わせができるようになった(「時間口座性(タイムコント)」もしくは「時間預金制(タイムバンク)」と呼ばれる)の影響であると考えられ、労働市場と雇用形態の柔軟性と多様性のあらわれとみるべきであろう。

(4) 家庭内役割の男女分担

1980 年代半ば以降の北欧諸国における出生率の回復には、政策的支援の整備に加えて、男女の伝統的家庭内役割の変化があったことも見逃してはならない。1980 年ころまでに、北欧諸国では女性の家庭外就業が当たり前となり、その後も高率で推移もしくは上昇をつづけている。しかしその一方で、北欧においてさえ、家庭内役割の男女分担は未だ平等からは遠い。表 7 には、北欧 4 国と我が国および他の主要国における男女別週平均家庭内労働時間と家庭内労働における男性の分担割合が示されている。この表から、男性の家庭内労働の分担割合も、最も高いスウェーデンでは 1990-91 年に 39 %、1990 年のノルウェーで 38 %、そして 1987 年のデンマークとフィンランドで 34 % となっている。

また、表 8 には、1984 年の『スウェーデン生活時間調査』のデータを基に算出した一週間の就業および家事・育児時間の男女平均が、子供の有無および一番下の子の年齢別に示されている。ここからも、子供の有無や年齢にかかわらず、スウェーデン女性は男性の約 2.5 ~ 3 倍の時間を家事に費やしており、一番下の子が 13 歳以上の（つまり子育てをほぼ終了した）者以外の女性は、平均して就業より家事に多くの時間を費やしていることがわかる。また育児・子育てについても、女性は平均して男性の 1.5 ~ 2 倍の時間を割いており、とくに就学前年齢の子をもつ女性が育児に使う時間は週約 11 ~ 13 時間と相当に多い。しかし見方を変えれば、育児休業中の女性はこの就学前の子供をもつ女性に集中しており、育児休業中であるがために育児に多くの時間が使えるとも考えられる。

このように北欧諸国における家庭内役割分担は決して男女平等とは言えないが、他の先進諸国と比べてかなり良い状態にあることもまた事実である。分担割合が 1 割以下と先進国中最底である我が国の場合はもちろんのこと、我が国同様低出生率にならむイタリア（1988-89 年で 19 %）やスペイン（1991 年で 18 %）と比べても、北欧諸国の男性の家庭内労働分担割合は高い。ちなみに、分担割合が北欧とほぼ同じなのは、アメリカ合衆国とカナダの北米諸国およびオーストラリアなどのオセアニア諸国である。

また、時系列データがあるノルウェーにおける家庭内労働の男女分担割合の推移をみると、1972 年に 15 % であった男性の家庭内役割分担割合は、1980-81 年には 24 %、そして 1990 年には上記のように 38 % となり、1970 年代初頭からの 20 年間で男性の分担割合は約 2.5 倍になった。ここからも、女性の労働市場進出の急増とともに、北欧の家庭内役割の男女分担パターンも大きく変化したことがわかる。

4. 北欧 4 国の家族政策の概要

北欧は人口の比較的小さい国々によって構成され、最大の人口規模を誇るスウェーデンでさえも 1997 年の総人口は 884.6 万人である。他の 3 国の 1997 年度の人口は、デンマークが 528.4 万人、ノルウェーが 440.6 万人、そしてフィンランドが 514.0 万人であり、北欧 4 力国合計でも 2367.6 万人である。これはわが国の総人口のおよそ 5 分の 1 であり、この人口規模の小ささは、その家族・人口政策の実施や効果について考える際、忘れてはならないものであろう。

北欧諸国は、福祉国家の伝統に基づいた手厚い家族政策をもつことで知られている。北欧諸国の家族(児童家庭)政策は、(1)児童手当、(2)出産・育児休業制度、(3)保育サービスの 3 つの柱からなる。本節では、本年現地調査を実施し、比較的詳細なデータや資料があるスウェーデンとデンマークを中心に家族政策の内容を概説し、他の 2 国についてもふれる。そして、さらに詳しい研究・分析を行うことのできたスウェーデンの家族(児童家庭)政策の変遷とその内容、および特色については、次節でさらに説明する。また次節では、政策の効果についても、児童手当の受給、出産・育児休業制度の利用度、および保育サービスの利用などをみることで検討を加える。

(1) 児童手当

まず児童手当についてみると、4 力国とも児童手当はユニヴァーサルであり(つまり全児童が対象となっており)、受給年齢は国によって異なるが、少なくとも 16 歳まで(スウェーデンでは子供が就学していれば 20 歳まで、デンマークでは 18 歳まで)支給される。また、デンマークを除く 3 国では、基本支給額に加えて多子加算があり、子供数の多いカップルにはより手厚い給付がなされている。また、スウェーデンを除く 3 国では、子供の年齢が低い(とくに 2 歳までの)場合、給付額が増額される。

(2) 出産・育児休暇制度

次に、出産・育児休暇制度についてみると、国によって、所得保障期間および率、そして財源などによって相当な差異がみられるが、他の先進諸国と比較して手厚いものであることは確かである。例えばスウェーデンでは、出産前後 6 週間母親のみが取得できる出産休暇の他、子供が 18 ヶ月に達するまでの間父母どちらかがフルタイムで取得できる育児休業制度(これを「親保険」とよぶ)がある。このうち親保険による所得保障が行われる期間は 15 ヶ月であり、12 ヶ月は定率(現在 80 %)の保障、残りの 3 ヶ月は最低保証額による所得保障が行われている。また、出産直後の 10 日間は父母が同時に休業でき、有給休業期間はすべてフルタイムでまとめて取得することもできるが、6 ヶ月をフルタイムで取得した後、残りは子供が 18 ヶ月以降 8 歳になるまでの間に父母どちらかがパートタイムの休業を取得することもできる。これは「時間預金制(タイムバンク)」と呼ばれている。

デンマークでは、就業する全女性は出産予定日前 4 週間、出産後 24 週間の出産休

業を取得できる。出産後 24 週間の休業のうち、最初の 14 週間の休業は母親に限られているが、出産直後の 2 週間については父親も同時に休業できる。この期間における所得保障は、雇用保険の下での失業給付最高額（1997 年時点で月額 11,300 クローネ、約 16 万円）までは政府が保障し、それを越える部分については個々の親と雇用主との合意による。さらに、この出産休業の後、13～52 週の育児休業を取ることができ、このうち 13 週までの育児休業は公的に保障されているが、これを越える部分については雇用主の合意が必要である。この育児休業期間中の所得保障割合は失業給付最高額を越えない範囲で所得の 60 % である。

直接の聞き取り調査ではなく二次的資料による情報であるが、ノルウェーでは 100 % の所得保障のある出産・育児休業が 42 週間であるが、時間口座制（「タイムコント」）を利用して、これを 80 % の所得保障で 52 週間に延長して取得することもできる。フィンランドでは、定率の所得保障のある出産・育児休暇が、雇用保険対象者に 155 日間保障されており、その後 158 日間は親手当が父母のどちらかに支給される。また所得保障のない育児休暇は子供が 3 歳になるまでの間取得可能である。ノルウェーとフィンランドの出産・育児休業制度の詳細は、来年度の研究課題としたい。

（3）保育サービス

最後に、北欧 4 国における保育サービスについてみると、育児休業制度同様、その内容には国によってかなりな差異があり、またサービスの実施主体が市町村（コミューン）であるため一国内においても相当な差異が存在するが、公的保育サービスは、（1）親（とくに母親）の仕事と家庭の両立を援け、（2）子供の健全な育成をはかるという目的をもつことは共通している。スウェーデンで行われている主な保育サービスは、就学前児童を対象としたものには保育所（day-care center, daghem）と家庭型保育所（保育ママ、family day care）があり、学齢児を対象としたものには余暇センターとよばれる学童保育所と家庭型保育所がある。保育時間は通常 6:30 から 18:00 であるが、延長保育や深夜保育などもコミューンの実状に合わせて実施されている。また、1995 年の社会サービス法の改正により、コミューンは親が働いているなどの理由で保育サービスを必要とするすべての 1～12 歳児に保育サービスを提供することが義務付けられており、1996 年時点でコミューンの約 9 割が保育を必要とする就学前児童に長期的待機をさせることなく保育所入所を保障しているとする結果が、スウェーデン中央統計局の調査によって出されている。なお、保育サービスは有料であるが、全国平均で親の負担割合は、全保育コストのうち約 10～15 % 程度と推計されている。

デンマークにおける保育サービスは、スウェーデン同様、国の基準の下で市町村が運営しており、原則として待機児童がないよう「十分な量」の保育サービスを供給することとされている。しかし、スウェーデンと異なり、「十分な量」をどの程度とみるかについてはコミューンが決定権をもっている。主な保育サービスの種類は子供

の年齢により、6ヶ月から2歳までの子供を保育する *creches* と呼ばれる低年齢児童保育所、3～5歳の子供を対象とする保育所 (*nursery schools*)、6～9歳の学童を対象とする放課後センター (*after-school centers*) があり、また6ヶ月から5・6歳(10歳のこともある)までの異なる年齢の子供を同じ施設で保育することを目的とする年齢統合型施設 (*age-integrated institutions*) もある。さらに、6ヶ月から2歳の子供には、家庭型保育所(保育ママ)のサービスも必要に応じて受けることができる。保育時間は一般的に7:00から17:00であり、延長保育や深夜保育はあまりみられない。フレックスタイムの活用やパートタイム就業などによって、親が就業時間を工夫するのが一般的である。また、保育サービスコストの負担については、親の負担は最大30%程度であり、残り(少なくとも70%程度)をコミューンが負担していると推計されている。

ノルウェーとフィンランドの保育サービスの内容と特色については、実地調査を中心として来年度(2000年度)に重点的に研究を行う予定である。

5. スウェーデンの家族(児童家庭)政策

(1) 戦前の人団・家族政策

スウェーデンの家族政策は、20世紀初頭に開始された。しかし、戦前の政策的取り組みは、主に人口減少と出生促進を目的とするものに力点がおかれていた。しかし同時に、出生率の低水準への落ち込みにより、児童家庭に対する福祉サービスという視点が同国の人団政策に導入されたことは、特筆にあたいる。

スウェーデンは1900年代から1930年代前半に急速な出生力低下を経験し、1900年に女性1人あたり約4人であった合計特殊出生率(TFR)は、1930年代には2人を割り込み、人口置換水準以下となった。このような出生率の落ち込みを背景に、1910年には避妊に関する情報を強力に規制する法律が施行され、近代的避妊法を使用することはほぼ不可能となった。また同時に、人工妊娠中絶への罰則も強化された。

しかし、その後も出生率は低下を続け、それに対応して、1930年代に入ると、人団・家族政策の改革が開始された。このような改革の動きに大きな理論的影响を与えたのは、1934年に初版が刊行されたミュルダール夫妻 (Alva and Gunnar Myrdal) の『人団問題の危機 (Kris i Befolningstragan)』である。この著書で、ミュルダール夫妻は、出生率の低下をくい止め、スウェーデン人口が縮小していくのを防ぐには、子どもをもつ家族の経済的ニーズを満たし、子どもを育てるための健全かつ衛生的な環境を提供できるような包括的社会改革プログラムが必要であり、そのためには子どもをもつ家族に対し、政府が家族手当を支給する必要があると説いた。夫妻はまた、働く女性には結婚し子どもを持つ権利があり、もし結婚や出産によって職を失うのであれば、働く女性は結婚して子どもをもつことができなくなると主張した。

このようなミュルダール夫妻の主張が政策に反映されることによって、1931年から部分的に導入されていた出産休業制度が、1938年には全ての女性にその対象が拡大された。同年には、夫をもたない有子女性への生活保護も開始された。そして1939年には、結婚と妊娠を理由に女性労働者を解雇することが違法となった。

(2) 家族(児童家庭)政策の戦後の変遷

戦後のスウェーデンの社会政策は、家族政策、なかでも「児童家庭政策」と呼ばれる保護や援助を必要とする子どもをかかえる家族のための政策に、その力点が置かれている。スウェーデンの家族政策には、子どもをかかえる家族のための政策だけではなく、高齢者、障害者および失業者などを対象とした政策も含まれ、多岐にわたるが、ここでは児童家庭政策に焦点を絞る。したがって、ここでいう家族政策とは児童家庭政策をさす。

スウェーデンの家族政策には2つの主要目的があり、ひとつは子どもの生活の質を向上させること、もうひとつは母親である女性も男性と同様に仕事と家庭の両立ができるような社会環境を整備することである。この目的達成のための政策的対応の中心は、出産・育児休業制度、児童手当をはじめとする各種手当て、そして保育サービス、の3つにおかれている。

a) 出産・育児休業制度

スウェーデンの出産・育児休業制度は戦前に開始され、戦後の同国の家族政策に重要な位置を占めている。この制度の変遷は複雑であるが、大きく言って、初期には産後の休暇が中心であったが、時間の経過とともに休業中の所得保障に重点が置かれるようになった。前述したように、スウェーデンで出産休業制度が始まったのは1931年であるが、これには所得保障はなく、かつ対象は一部の女性に限られたものであった。その後、1938年にこの制度は全女性に対象が拡大されたが、所得保障は低く、保障を受けられる者はごく一部に限られていた。戦後、1955年になって、初めて全女性に休業中の所得保障が適用されたが、一律低額の保障が3カ月間与えられるにとどまった。1963年には、休業期間が6カ月に延長され、保障額が休業開始前の所得と結びつけられるようになったが、保障割合は低かった。

スウェーデンの出産・育児休業制度における大きな転換点は、1974年に、それまでの出産休暇から、「親保険(parental insurance)」と呼ばれる制度に生まれ変わったことによりもたらされた。この制度は、同年の健康保険制度の抜本的改正の際に導入され、子どもが生まれた（もしくは養子縁組をした）場合に、出産・育児のために必要な休暇を取る権利を両親に与え、さらにそれによって失われる所得を保障しようとするものである。この制度は、その内容の豊富さと保障の手厚さ、および世界で最初に男性の育児への平等な参加を打ち出したという点で、世界で最も進んだ制度であり、

1970 年代半ば以降のスウェーデンの家族政策の根幹を成している。

親保険制度の下で支出される手当は「親手当 (parental benefits)」と呼ばれるが、これには、出産に伴う親手当 (parents' cash benefit due to childbirth) と、臨時児童看護手当 (temporary parent's cash benefit) の 2 つがある。まず、出産に伴う親手当の変遷をみると、1974 年当時の休業期間は 6 カ月であったが、所得保障割合は休業開始前の所得の 90 % と大幅に増加し、また休業期間も年金受給資格期間に含まれることとなった。翌年には、所得保障が 90 % の休業期間が 7 カ月に延長され、またフルタイムで休業せず、子どもが 8 歳になるまでの期間に、パートタイムで休業することができるようになった。1978 年には、休業期間は 11 カ月（最初 8 カ月は所得の 90 %、残り 3 カ月は最低保障額）に延長され、さらに 1980 年には 12 カ月（最初 9 カ月は所得の 90 %、残り 3 カ月は最低保障額）に再度延長された。また、同年には、父親か母親のどちらか一方しか取ることが許されていなかった親保険を、出産直後の 10 日間に限って両親が同時に取得することができるようになった。そして 1989 年には、所得保障 90 % の期間が 12 カ月に延長され、合計 15 カ月となった。

出産に伴う親手当には、創設以来もうひとつ重要な項目が含まれている。それは「次子出産に対する資格期間 (eligibility interval)」と呼ばれるもので、定められた期間内に次子を出産すれば、前の子と同じ条件の親手当を受給できるというものである。この資格期間は 1974 年の開始当時は 12 カ月であったが、1978 年には 18 カ月、そして 1980 年には 24 カ月と延長され、1986 年以降は 30 カ月となった。またこの年には、子どもの保育所や学校訪問のために年間 2 日間の有給休暇が親に与えられるようになった。

スウェーデンの親保険制度のもとで、出産に伴う親手当とならぶもう一つの手当が、臨時児童看護手当である。これは 1976 年に導入され、子どもが病気になったり、通常子どもの世話をしている者が病気などで世話をできなくなった時に、親が仕事を休んで子どもを世話する場合に支給されるもので、支給対象となる子どもの年齢は 12 歳未満である。支給日数は、導入時には子ども 1 人あたり年間 12 ~ 18 日であったが、1980 年には大幅に増加して 60 日となり、1988 年には 90 日、そして 1990 年には 120 日となった。

このように導入以来拡充の一途をたどってきた親保険も、1992 年以降深刻化した経済不況や EC 加盟に伴う政府支出削減のため、1990 年代半ば以降縮小に転じた。まず、出産に伴う親手当における休業期間中の最初の 12 カ月の所得保障割合が、1995 年に 90 % から 80 % に減らされた。同時に、男性の出産・育児への参加を促進するという見地から、12 カ月のうち少なくとも 1 カ月を父親および母親がそれぞれ取得することが義務づけられ、母親だけで休業期間を全て消化することができなくなった。同年には、1986 年以来実施されていた子どもの保育所や学校訪問のための 2 日間の特別休暇も廃止された。翌 1996 年には、出産に伴う親手当の最初 12 カ月の所得保障

割合がさらに引き下げられて 75%となつたが、1998 年よりこの割合は 80 %に戻されている。

b) 各種手当

スウェーデンの児童手当 (child allowance) は、1947 年の「児童手当基本法 (Basic Child Benefits Act)」により創設され、翌 1948 年に開始された。この制度創設の理由として、当時のスウェーデン人口委員会は、(1)児童のいる家庭の生活水準が、児童のいない家庭のそれよりも低くなつてはならないという平等の理念、(2)児童が成長するために必要な生活水準を保障する義務が、親だけでなく社会にもあるという理念、(3)出生率を高めるための人口政策的配慮、の 3 つをあげているが、なかでも重要であったのは第 1 の理由であった。この理念の基づき、児童手当は、1947 年の創設以来、16 歳未満の児童を養育する全家庭に対して支給されており、所得、子ども数、国籍などの受給要件は付けられていない。

児童手当制度はその後実質的に延長され、子どもが 16 歳以上であっても、義務教育である基礎学校に在籍している場合には延長手当が、総合高等学校 (ギムナジウム) や大学に在籍している場合には、その子が 20 歳に達する春学期終了時まで奨学手当が、児童手当と全く同じ基準で支給されるようになった。さらに、1982 年には、児童手当の基礎部分に付加的部分 (多子加算) が付け加えられ、1983 年以降、延長・奨学手当にも適用されている。

児童手当の基礎手当額は法律で定められ、物価上昇率を考慮してたびたび引き上げられた。その結果、1965 年には子ども 1 人当たり月額 75 クローネであった基礎手当は、1991 年には 10 倍の 750 クローネとなった。しかし、1992 年以降の不況と緊縮財政のため、児童手当基礎額は 1995 年に月 650 クローネに減額され、また 1996 年 1 月以降に生まれた子どもには、多子加算は適用されることになった。しかし、1998 年には、この手当は月額 750 クローネの以前の水準に戻され、また同時に多子加算も復活している。

この児童手当に先立つて開始された手當に、先払い養育手当 (maintenance advance) がある。これは 1937 年に導入され、戦後 1964 年の「先払い養育手当法 (Maintenance Advance Act)」により法的根拠を与えられた。これは、両親が離婚および同棲解消した場合、子どもと同居しない親は養育費を支払う義務があるが、もしそれが支払われなかつたり、額が低かつたりした場合、国が手当を支給し、養育費を負担すべき親に求償する制度である。この手当は通常子どもが 18 歳 (就学中の場合は 21 歳) になるまで支払われる。この手当は 1997 年 2 月に、片親による養子を対象とした養子特別手当と統合され、養育援助手当 (maintenance support) となった。

c) 保育サービス